

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等 国内受入環境整備支援業務（外国人観光案内所の運営・認定支援、通訳案内士試験の代行） 国際会議等の誘致・開催支援 						
沿革	昭和34年4月 特殊法人日本観光協会 昭和39年4月 特殊法人国際観光振興会 平成15年10月 独立行政法人国際観光振興機構						
中期目標期間	平成25年4月～平成30年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）				6	6	5	5 [0] (1)
常勤役員数				5	5	4	4
非常勤役員数				1	1	1	1
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）				93	93	91	90 [0] (15)
うち間接部門				39	32	21	19
うち事業部門				54	61	70	71
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）				40 (0)	41 (0)	28 (0)	24 (0)
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴動案）				108.9 (91.3)	105.0 (87.8)	113.9 (96.7)	— (—)
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴動案）				— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの 財政 支出額 の推移 （百万 円）		予算/決算		決算	決算	決算	当初予算
		一般会計（百万円）		2,408	1,977	1,836	1,837
		うち運営費交付金		1,905	1,971	1,829	1,837
		うちVJ庁費		503	5	7	—
		特別会計（特会名）（百万円）		—	—	—	—
		うち運営費交付金		—	—	—	—
		うち施設整備費補助金		—	—	—	—
		うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—
		うち委託費		—	—	—	—
		うち出資金		—	—	—	—
	計		2,408	1,977	1,836	1,837	
支出額の推移（百万円）				3,285	2,638	2,634	2,778
収入額の推移（百万円）				3,647	2,659	2,633	2,778
国の財政支出/収入額（%）				66.0	74.4	69.7	66.1
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計			2,105	うち流動資産	1,876	
	負債合計			479	純資産合計	1,626	うち利益剰余金

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
事務・事業の構造等（平成25年度） (1) 訪日プロモーション業務 (2) 国内受入環境整備支援業務 (3) 国際会議等の誘致・開催支援業務	(1) 訪日プロモーション業務 ①海外事務所を活用した市場動向の収集・調査・分析・提供、多様なメディアを活用した日本の観光魅力の発信、訪日旅行商品の造成・販売支援 ②観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第27条、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第15条、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）、観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定） (2) 国内受入環境整備支援業務 ①観光案内所の整備支援業務、通訳案内士試験業務 ②観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第25条、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第11条、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）、観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定） (3) 国際会議等の誘致・開催支援業務 ①国際会議、訪日インセンティブ旅行（企業報奨旅行）等の誘致支援業務 ②観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第8条～第11条、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第16条、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）、観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）	2,463	合計	2,549		
			国費	運営費交付金 1,829 VJ庁費 7	0	0
			自己収入	賛助金・協賛金 282 事業収入 416 事業外収入 15	公益財団法人 交流協会	9
国際会議等の開催円滑化のための寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務等	①特定公益増進法人として、国内での会議開催を支援することを目的とした寄附金を開催者に代わり募集し、交付金を交付する制度を運営 ②国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第11条、第12条	171	合計	83		
			国費	0		
			自己収入	寄附金収入 83 事業外収入 0		

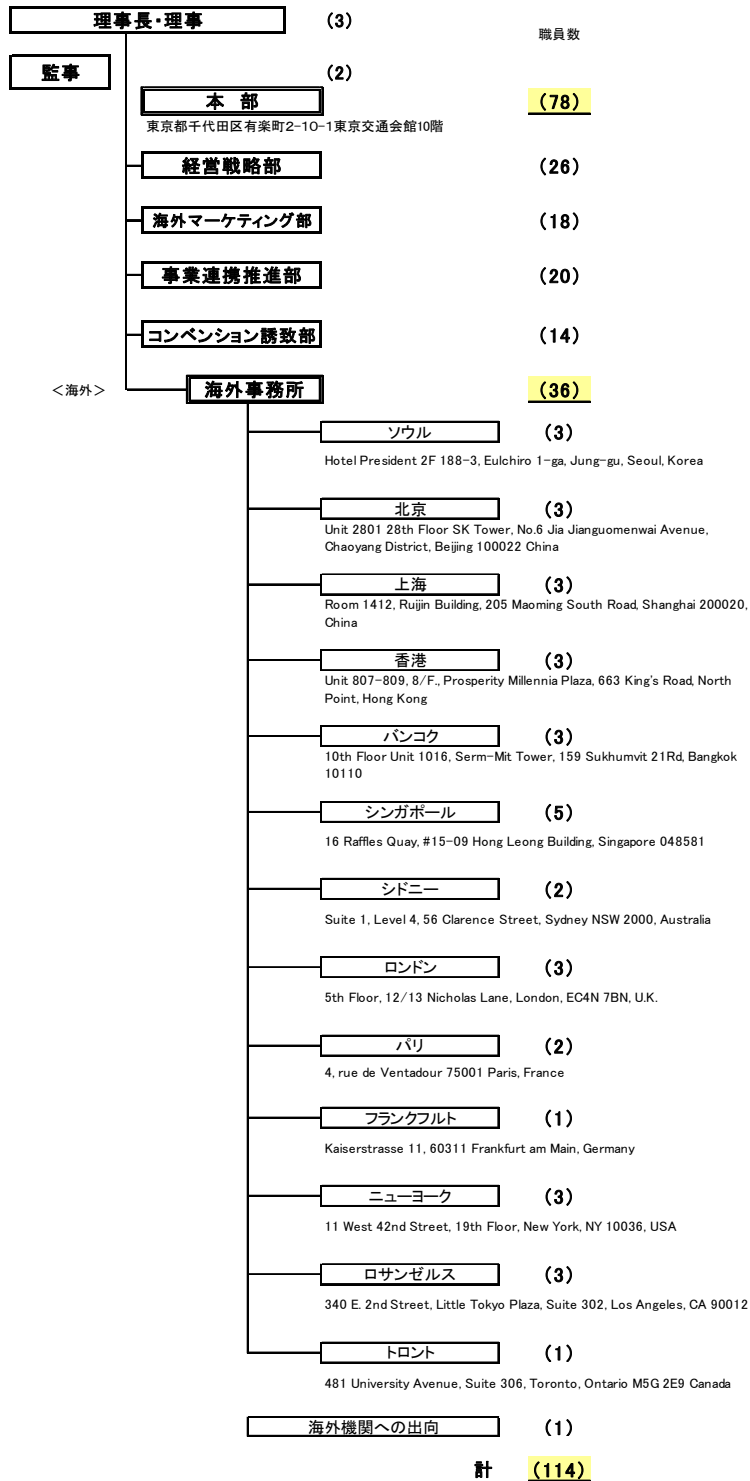
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、平成15年1月に、小泉元内閣総理大臣が第156回国会の施政方針演説において、日本を訪れる外国人旅行者を2010年に倍増させ、観光立国を実現することを目標として掲げて以来、政府の成長戦略でも重要な施策として位置づけられている。

本年6月に、観光立国推進閣僚会議（主宰 内閣総理大臣、構成員 全閣僚）において取りまとめられた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においても、観光は、今後人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要であるとされている。

その中で、本年訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、更にその先の目標である2000万人の高みを目指すため、日本ブランドの作り上げと発信、ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進、外国人旅行者の受入の改善、国際会議等（MICE）の誘致や投資の促進等が盛り込まれた。

また、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「二. 戦略市場創造プラン」のうち「テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」において、「②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野として位置づけられている。

その中で、「日本政府観光局（JNTO）が個別地域のコンサルティングとそれらの地域の集中的プロモーションにより地域資源の海外展開を支援する取組について年内早期に開始する」、「観光庁、日本政府観光局（JNTO）、経済産業省、JETROが協働し、訪日外国人増加を目的とした共同行動計画を年内早期に定め、それに沿って具体的な連携を進める」とされている。

国際観光振興機構（JNTO）は、昭和39年に前身の国際観光振興会として設立して以来、外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝、外国人観光案内所の運営・認定支援、通訳案内士試験の代行等の国内における受入環境整備支援業務、国際会議等の誘致・開催支援を約50年にわたり実施してきた。

これらの業務を実施するため、海外事務所を基礎として、現地の旅行会社、メディア、一般消費者とのネットワークを構築してきた。このネットワークを活用し、海外において訪日を促進するためのプロモーションを行い、訪日旅行に関する意欲を喚起し、外需を内需として取り込むべく、日々活動している。また、現地の情報を収集、蓄積、分析し、日本国内に還元するとともに、海外で訪日プロモーションを行う地方自治体や民間企業に対して、訪日プロモーション、国内の受入環境整備、国際会議等の誘致に関するノウハウの提供を行って来た。政府がビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した平成15年以降は、国土交通省・観光庁とJNTOが日本の観光政策の牽引役として、官民を挙げた取り組みを進めてきたところである。

最近の取組としては、所得水準が向上し、海外旅行に対する消費意欲が向上している東南アジアにおける需要をいち早く取り込むべく、平成15年頃より現地の訪日市場分析、訪日プロモーションの取組を加速させてきたところである。また、本年2月は、増加する東南アジアからのムスリム旅行者に対応するためのセミナーを開催する等、日本国内にインバウンド・ビジネスプレイヤーの能力向上、新たなプレイヤーの掘り起こしにも取り組んでいる。JNTOによるこれらの活動が、東南アジアという訪日旅行市場における新たな需要の取り込みに貢献しており、本年1月から6月までの東南アジアからの旅行者は、昨年同期比約38%増の約52万人となっている。

これらの活動により、JNTOが誕生した平成15年には521万人であった訪日外国人旅行者数は、平成24年には836万人となった。本年は、上半期の訪日外客数が過去最高を記録し、初の訪日外国人旅行者数1000万人の達成を目指しているところであり、JNTOの重要性はさらに増している。

なお、平成25年度国土交通事後評価実施計画においては、「政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」の「施策目標20 観光立国を推進する」として位置づけられており、JNTOは、そのうち「業績指標108 訪日外国人旅行者数」、「業績指標111 国内における観光旅行消費額」、「業績指標112 主要な国際会議の開催件数」、「関連指標10 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい」に寄与している法人である。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独立行政法人制度を活用することにより、定員、本部組織、海外事務所等の体制のあり方について法人の裁量により決定できるようになり、機動的な運営を行うことが可能となった。

また、予算についても、独立行政法人となる以前は、年度毎に補助金の精算が必要であったが、独立行政法人制度を活用することにより、中期目標期間を一つの単位として予算を立てることが可能となり、年度をまたがる海外に向けた訪日プロモーション等、単年度では執行が難しい活動についての機動性及び柔軟性が高まった。

他方で、独立行政法人全体の効率化の中で、一般管理費及び業務経費については、一定の削減が課されることとなっており、国の施策において観光の重要性が増している中においても、法人の業務については制約がかかる状況となっている。

No.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	247	(独)国際観光振興機構運営費交付金

<記載要領> 運営費交付金に係るレビューシートのみならず、他の事業の資金の流れの項目で当該法人に支出されているものを含めて、レビューシートに当該法人に係る事項が記載されているものを網羅的に記載してください。

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
平成24年度 通訳案内士試験事業	平成24年度 通訳案内士試験事業	52	(株)ICSコンベンションデザイン
JNTO月刊ウェブマガジン企画・制作業務等	JNTO月刊ウェブマガジン企画・制作業務等	26	(株)ラユニオン・パブリケーションズ
外国人旅行者向け総合観光案内所(TIC)の設置及び運営業務	外国人旅行者向け総合観光案内所(TIC)の運営業務	20	三菱地所(株)

No.	89	所管	国交省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-----	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

【組織体制の整備】

① ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。

【支部・事業所等の見直し】

② 組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。

③ 国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。

④ 事務所数や配置の適正性について、市場の動向に即して不断の見直しを行う。

⑤ 日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。

② これに対する現時点での考え方

① VJC実施本部事務局の組織・機能については、平成20年4月より国際観光振興機構（J N T O）に一元化された。

② 平成25年4月に、総務部及び企画部を経営戦略部へ一本化し、本部における管理部門のスリム化を図った。また、海外プロモーションの体制を強化するため、常勤職員の海外シフトを進めるとともに、本部及び海外事務所において、地方自治体や民間企業からの出向者を積極的に受け入れている。

③ 国からの出向者の縮小を図るため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築するとともに、地方自治体や民間企業等外部からの有能な人材の登用を行うこととしている。

④ 海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について毎年度厳格に評価を行い、国の外国人観光旅客誘致施策の動向も踏まえつつ、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行ってきた。

⑤ 連携強化に関しては、在外公館、日本貿易振興機構等の海外事務所、現地民間企業等との連携による海外現地発のオールジャパン体制の構築と連携事業の拡充を実施している。また、観光庁、経済産業省、JETRO と協働し、海外事務所における業務連携を含めた共同行動計画を平成25年6月に締結した。

No.	89	所管	国交省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-----	-----	----------------

<p>(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について</p>					
<p>① 措置内容</p>					
<p>① 国際業務型の成果目標達成法人とする。国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成24年夏までに結論を得る。</p> <p>② 国際観光振興機構（JNTO）と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。</p>					
<p>② これに対する現時点での考え方</p>					
<p>①② 閣議決定当時と比べ、訪日外国人旅行者の誘致による国際観光の振興に対するニーズが高まっており、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「二. 戦略市場創造プラン」のうち「テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」において、「②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一貫通貫で集中投入すべき分野として位置づけられている。</p> <p>このため、上記閣議決定については、政府の方針に基づく政策の着実な遂行の観点から再度慎重な検討が必要と思われる。</p>					
<p>(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項</p>					
<p>① 指摘事項</p>					
<p>○独立行政法人国際観光振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成25年1月21日）（抜粋）</p> <p>①常勤職員数については、次期中期目標期間中に、国内と海外の比率が1対1となるよう計画的にシフトする</p>					
<p>② 対応状況</p>					
<p>① 第三期中期目標期間（平成25年度～29年度）において、業務改善による本部業務の効率化や地方自治体・民間企業から海外事務所への職員受け入れ拡大により、常勤職員数について国内：海外＝1：1となるようシフトすることとしている。</p>					

No.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

(個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。)

今般の法人の組織見直しの検討にあたっては、前出の閣議決定当時から社会経済情勢が大きく変化しており、現在我が国が抱えている政策課題に対応して法人が果たすべき役割を改めて整理し、効率的・効果的な実施体制のあるべき姿を検討する必要がある。

具体的には、観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大等の効果が期待でき、更に、世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進も期待できる分野である。

平成15年に独立行政法人国際観光振興機構が発足し、観光立国の取組を本格化してから10年で、我が国を訪れる外国人旅行者数は300万人以上も増加したものの、世界で30位、アジアでも8位（2010年）と未だ発展途上であり、今後も成長のポテンシャルは大きい。

こうした中で、本年6月に、観光立国推進閣僚会議において取りまとめられた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」では、本年訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、更にその先の目標である2000万人の高みを目指すため、日本ブランドの作り上げと発信、ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進、外国人旅行者の受入の改善、国際会議等（MICE）の誘致や投資の促進等が盛り込まれた。

また、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「二. 戦略市場創造プラン」のうち「テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」において、「②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野として位置づけられている。

そのため、本年訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、更にその先の目標である2000万人の高みを目指すため、法人の組織見直しにあたっては、国の政策の方針との整合性に留意し、JNTOが本来の役割である日本政府観光局としての活動を果たすことが可能となる方策を十分に検討する必要がある。

No.	89	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。